

令和2年度第15回庁議提案 審議・報告・その他

提出日：令和2年11月10日

担当部・課：健康部保険年金課〔内線2332〕

① 件名		
国民健康保険税の軽減判定所得の見直しについて		
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）		
<p>【背景】</p> <p>平成30年度税制改正における個人所得課税の見直しにより、令和3年度以降に課税する地方税において、給与及び公的年金に係る所得控除の引き下げが実施されることに伴い、「地方税法施行令の一部を改正する政令」が公布され、国民健康保険税の低所得世帯に係る軽減判定所得が見直された。</p> <p>【目的】</p> <p>関係法令と同様の措置を講ずることにより、適正公平な課税措置を図るもの。</p>		
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性		
<p>【根拠法令】</p> <p>地方税法（昭和25年法律第226号）          地方税法施行令（昭和25年政令第245号）          石巻市国民健康保険税条例（平成17年条例第59号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p>		
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）		
平成30年	3月31日	地方税法等の一部を改正する法律公布 (令和3年1月1日施行（個人所得課税の見直し）)
令和2年	9月4日	地方税法施行令の一部を改正する政令公布 (令和3年1月1日施行)
⑤ 主な内容		
令和3年度課税分から低所得者に係る保険税軽減所得の見直しを行う。		
<p>【概要】</p> <p>個人所得課税における給与所得控除や公的年金控除から基礎控除への10万円の振替等により、国民健康保険税の負担水準に与える影響を鑑み、軽減判定における基礎控除額の引き上げと世帯内の給与所得者等の数に応じた金額を基礎控除額に加算するもの。</p> <p>国民健康保険税の軽減判定所得基準の見直し</p>		
軽減割合	改正	現行
7割軽減	基礎控除額(43万円) +10万円×(給与所得者等の数-1)以下	基礎控除額(33万円)以下
5割軽減	$\frac{43万円 + 10万円 \times (給与所得者等の数 - 1)}{+ 28.5万円 \times 被保険者数}$	$33万円 + 28.5万円 \times 被保険者数$
2割軽減	$\frac{43万円 + 10万円 \times (給与所得者等の数 - 1)}{+ 52万円 \times 被保険者数}$	$33万円 + 52万円 \times 被保険者数$
<p>※1 軽減は、応益分（均等割額、平等割額）の軽減割合</p> <p>※2 被保険者数及び給与所得者等の数には、特定同一世帯所属者（同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した者）を含む。</p> <p>※3 給与所得者等とは、一定額（55万円）を超える給与収入を有する者又は一定額（65歳未満は60万円、65歳以上は110万円）を超える公的年金等の支給を受ける者で給与所得を有しない者を言う。</p>		

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）
<p>【影響・効果】 法令に基づいた適正な課税が図られる。</p> <p>【市財政への負担】 給与及び公的年金所得控除の見直しによる所得増加の影響を、控除増により吸収または低減させるものであり、給与と年金両方の所得を有する被保険者が属する等の一部世帯を除き負担の変更は生じない。</p>
⑦ 他の自治体の政策との比較検討
他市町村においても、同様の改正を行う予定。
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日
令和2年12月 市議会第4回定例会に石巻市国民健康保険税条例の一部改正について提案 (条例は令和3年1月1日施行、令和3年度以降の年度分の国民健康保険税から適用)
⑨ その他